

日薬業発第 474 号
令和 6 年 3 月 8 日

都道府県薬剤師会
健康サポート薬局研修 研修実施責任者 殿

日本薬剤師会
副会長 渡邊 大記

健康サポート薬局に係る研修について（その 77）
（令和 6 年能登半島地震による災害に伴う健康サポート薬局に係る研修の
取扱いについて）

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年能登半島地震によって、健康サポート薬局に係る研修が一部中止となったことを踏まえ、被災した薬剤師の研修修了証の有効期間を延長して差し支えない旨、別添のとおり、取扱いが示されました。

本会健康サポート薬局研修は、日本薬剤師研修センターと共同で実施していることから、本取扱いの運用の詳細は、日本薬剤師研修センターと協議の上、追ってご連絡させていただきます。

取り急ぎお知らせいたしますので、都道府県薬剤師会におかれましては、貴会関係会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

- ・ 令和 6 年能登半島地震による災害に伴う健康サポート薬局に係る研修の取扱いについて（令和 6 年 3 月 5 日付け事務連絡・研修実施団体宛）

参考：令和 6 年能登半島地震による災害に伴う健康サポート薬局に係る研修の取扱いについて（令和 6 年 3 月 5 日付け事務連絡・都道府県衛生主管部局薬務主管課等宛）

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 5 日

各研修実施機関 御中

厚生労働省医薬局総務課

令和 6 年能登半島地震による災害に伴う健康サポート薬局に係る研修の取扱いについて

健康サポート薬局に係る研修については、「健康サポート薬局に係る研修実施要綱について（通知）」（平成 28 年 2 月 12 日付け薬生発 0212 第 8 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）に基づき、各研修実施機関において実施されているところです。

今般、令和 6 年能登半島地震による災害に伴い、研修実施機関が予定していた研修会が一部中止となったことを踏まえ、当該研修の取扱いについて次のとおりお示ししますので、御了知の上、適切に対応いただきますようお願いいたします。

記

1 被災した薬剤師の取扱いについて

研修実施機関は、被災した薬剤師に対して、聞き取り等により被災状況を確認し、必要に応じて、当該薬剤師の研修修了証の有効期間を延長して差し支えないこと。

なお、当該薬剤師が、延長後の有効期間内に実施された研修会を受講し、研修修了証が更新された場合、その有効期間は、更新前の有効期間終期年月日の翌日から 6 年間となること。一方、延長後の有効期間内に実施された研修会を当該薬剤師が受講せず、研修修了証が更新されなかった場合は、研修修了証の有効期間は当初の期間となること。

2 都道府県・保健所設置市・特別区からの照会について

都道府県、保健所設置市又は特別区から、健康サポート薬局及び地域連携薬局に関する照会があった場合は、研修会の開催予定や、更新後の研修修了証の発行スケジュール等の情報提供に協力すること。

【参考】

事務連絡
令和6年3月5日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬局総務課

令和6年能登半島地震による災害に伴う健康サポート薬局に係る研修の取扱いについて

健康サポート薬局に係る研修については、「健康サポート薬局に係る研修実施要綱について（通知）」（平成28年2月12日付け薬生発0212第8号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）に基づき、各研修実施機関において実施されているところです。

今般、令和6年能登半島地震による災害に伴い、研修実施機関が予定していた研修会が一部中止となったことを踏まえ、当該研修の取扱いについて次のとおりお示ししますので、御了知の上、貴管内薬局開設者、関係団体、関係機関等に周知いただきますようお願いいたします。

記

1 被災した薬剤師の取扱いについて

研修実施機関は、被災した薬剤師に対して、聞き取り等により被災状況を確認し、必要に応じて、当該薬剤師の研修修了証の有効期間を延長して差し支えないこと。

なお、当該薬剤師が、延長後の有効期間内に実施された研修会を受講し、研修修了証が更新された場合、その有効期間は、更新前の有効期間終期年月日の翌日から6年間となること。一方、延長後の有効期間内に実施された研修会を当該薬剤師が受講せず、研修修了証が更新されなかった場合は、研修修了証の有効期間は当初の期間となること。

2 健康サポート薬局について

健康サポート薬局に係る申請又は届出の際に、上記1の取扱いにより、研修修了証の有効期間が延長されている薬剤師が含まれている場合は、申請又は届

出書備考欄に、当該薬剤師の氏名及び上記 1 の有効期間延長に係る取扱いがなされている旨を記載すること。また、申請又は届出後、当該薬剤師が研修会を受講し、更新された研修修了証が発行されているか報告を求めること。

3 地域連携薬局について

地域連携薬局に係る認定申請又は更新申請の際、上記 1 の取扱いにより、研修修了証の有効期間が延長されている薬剤師が含まれている場合は、申請書備考欄に、当該薬剤師の氏名及び上記 1 の有効期間延長に係る取扱いがなされている旨を記載すること。また、認定又は更新後、当該薬剤師が研修会を受講し、更新された研修修了証が発行されているか報告を求めること。

4 その他

都道府県、保健所設置市及び特別区は、上記 2 及び 3 の取扱いに当たり、必要に応じて研修修了証を発行している研修実施機関に問い合わせるなどして、上記 1 の取扱いに係る状況を確認すること。